

平成30年7月豪雨災害に関する意見書

平成30年7月4日から8日にかけて、台風第7号及び活発な梅雨前線の影響により降り続いた豪雨では、愛媛県内で河川の氾濫や土砂災害等による甚大な被害が発生した。

大洲市においては、一級河川肱川の氾濫等により4名の尊い命が失われ、8月31日現在では、家屋や事業所の浸水、損壊の被害が約3,100棟、浸水面積も推計で約1,400haと、過去に経験のない未曾有の被害が発生している。

加えて、農林水産物や農地・農業用施設の被害や商工業者の生産・加工設備、機械類等の被害も膨大であり、地域経済への影響は計り知れない危機的な状況である。

については、当市の復旧と復興を加速させ、すべての住民が安全で安心して暮らせる災害に強い地域となり、今後も住み続けたいと思えるまちとなるため、次の事項について強く要望する。

記

1 恒久的・抜本的な治水対策の実施

肱川河川改修事業の迅速かつ確実な実施及び河川の浚渫と河道整備を早急に実施するとともに、河川整備については、このたびの災害の調査、解析結果に基づき、整備区間の拡大（菅田地域から鹿野川ダム直下まで）及び整備規模の拡大を行うなどの抜本的な見直しを行い、恒久的・抜本的な治水対策を講じること。

2 河川管理施設等の早期復旧

住民の安心と安全の確保のため、今回の肱川氾濫により損傷した堤防や護岸、水位観測所などの河川管理施設を早急に復旧させ、河川機能の回復を図ること。

3 ダム放流操作の柔軟な対応

流域住民の生命を守るため、今回のダム操作等について十分な検証を行うとともに、今後のダム放流操作については、検証結果や気象状況及び気象予測並びに過去のデータ等に基づき、適切かつ柔軟な対応を行うこと。

4 行政間の情報共有と住民への情報伝達の充実

流域住民が確実に避難を行え、一人の犠牲者も出さないよう、国、県、市及び関係機関の間において、正確な情報を迅速かつ確実に共有するとともに、住民に対し状況に応じた適切で有効な情報伝達が行えるよう、情報伝達方法の検証と改善及び必要な設備や施設の設置、改修について、早急に検討を行い実施すること。

5 被災住民への支援の充実

被災者の生活再建や被災住宅の復旧が迅速に行えるよう、災害救助法、被災者生活再建支援制度、災害援護資金等について、弾力的な運用と速やかな交付処理を図るとともに、各種支援制度について、十分な財政措置を講じること。

6 道路の早期復旧

豪雨災害により、幹線道路をはじめとする市道や橋梁などが多く被災し、住民生活に多大な影響が生じている。特に、鹿野川大橋の復旧や流失した大成橋の早期再建は地域にとって喫緊の課題である。このような現状に鑑み、市内の道路網の早期復旧を図ることが出来るよう、予算の確保と人的、技術的支援を講じること。

7 商工業、農林水産業への支援の充実

商工業や農林水産業の事業再開のための生産施設・機械・加工施設等の復旧等への支援を行うとともに、各種支援施策における被災者負担を軽減できるよう、補助金の上乗せ、助成率の引き上げなど特段の措置を講じること。

8 観光業への支援の充実

豪雨による損害に加え、イベントの中止等による予約のキャンセルや観光客の減少が続いていることから、風評被害防止のための情報発信と観光需要回復に向けた取り組みを行うとともに、観光振興策について支援を行うこと。

9 被災地の災害廃棄物等の処理支援

膨大な災害廃棄物を処理するため、災害等廃棄物処理事業について予算の確保を行うとともに、ごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等についての支援を行うこと。

10 人材確保等対策の充実

迅速な復旧、復興のために必要な専門的人材の確保等の対策を引き続き講じること。特に、長期的な復興事業に必要な技術職員等の派遣を受けることができるよう、人材確保の仕組みの確立と強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月4日

(提出先)

衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(防災)、愛媛県知事、愛媛県議会議長、愛媛県選出国会議員